

Working Paper Series(埼玉大学経済学部)

No.3

柳沢哲哉

マルサス『人口論』における救貧法批判の論理

2012年12月

マルサス『人口論』における救貧法批判の論理

柳沢哲哉（埼玉大学経済学部）

1 はじめに

2 救貧法批判と救済

2-1 『危機』草稿

2-2 『人口論』初版

2-3 『食料高価論』

2-4 『人口論』第2版

2-5 『人口論』第3・4・5版とホイットブレッド宛書簡

2-6 『人口論綱要』と救貧法の容認

3 家族の自立と救済

4 むすび

【1 はじめに】

マルサスが救貧法を厳しく批判し、その廃止を主張したことはよく知られている。救貧法により家族を扶養できる見込みがないまま結婚するようになれば、人口の増加が生活資料の増大を上回ってしまうからだ。確かに、このような理由で救貧法を批判している箇所が『人口論』に存在する。

しかし、現行の救貧法批判をもって、困窮に対する一切の救済の否定を意味したと理解するならば、それは大きな誤りである。凶作時の救済を当然のこととして位置づけているばかりでなく、多子家族に対する公的な救済の必要さえ主張していた。それに呼応するかのように、『人口論』第2版以降繰り返されているのは救貧法が人口を増加させたという批判ではなく、逆に、現行の救貧法でさえもほとんど人口を増加させなかった、という事実なのである。

これまでのマルサス研究が、こうした救貧法や救済に関する主張を無視してきたわけではない。例えば、小林は次のように述べている。

「マルサスのために弁護しなければならないことは、貧者のあらゆる救済に彼が反対したのではなく、貧者が権利として救済を請求することに反対したのだということである。私的慈善にまで反対しているのではない。」（小林[1971],225）

「あらゆる救済」に反対したのではないこと、そして被救済権（a right to relief）の否定こ

そが救貧法批判の核心であったこと、これらを指摘している点では小林の指摘は的確である。ただし、マルサスの容認した救済が私的慈善に限定されるかのように扱っている点で正確ではない。マルサスの救済論は公的救済を含みうるだけの積極的な側面も持っていたと見なければならない。結論を先取りすれば、マルサスは被救済権にもとづく救済を否定することで、逆に望ましい救済を功利主義によって基礎づけたのである。

本稿の目的は、救貧法批判と救済論とを表裏一体のものとして扱うことで、救貧法批判の論理を明らかにするところにある。この目的は救貧法に対するマルサスのスタンスを再検討する狙いも持っている。救貧法廃止論者とする従来のマルサスの位置づけに対して、ディグビーやウィンチらが廃止論を撤回したとする見解を提出している(Digby[1986]; Winch[1996],318-322)。本稿も、最終的に救貧法修正論に到ったとする見解を支持する。もっとも、廃止論を撤回したかどうかという問いそれ自体は、それほど有意義なものではない。マルサスが具体的な修正論を展開しているわけではないからだ。問われるべきは、いかなる意味で廃止論を撤回したかである。それを明らかにすることで、修正論の典拠である 1824 年エンサイクロペディア論文(「人口」)が登場した後でも、『人口論』に救貧法の漸次的廃止計画が存続した理由を整合的に説明できるであろう。⁽¹⁾

第2節では救貧法批判と救済についての主要な叙述を年代順に確認していく。マルサスの救貧法批判と救済論は抽象的な理論から一挙に生まれたのではない。イングランドの経験を踏まえながら、次第に明確な姿をとっていった。その最終的な到達点が『人口論綱要』にあるというのが本稿の立場である。第2節はこうしたプロセスを跡づける作業である。第3節は救済の積極的な意味を近代的な家族の形成論として明らかにする。

【2 救貧法批判と救済】

2-1 『危機』草稿

救済の方法については異同があるが、その必要性をマルサスは『危機』草稿から一貫して主張している。1796年に完成していた『危機』草稿は、同年のピット救貧法案を視野に入れていた可能性がある。ただし、次項で言及する『人口論』初版における論評からも分かるように、その可能性を認めたとしても、救貧法案を詳細に検討していたとまでは言い難い。『危機』で念頭に置かれていたのは、おそらくピット法案というよりも、院外救済を実行しつつあった当時の救貧行政と見るべきだろう。救済について次のように述べている。

「ところで、さもなくば自立しうるであろう人々の心を感わすほど依存的状況を快適にしようと念願することは決して許されないのだけれども、しかし自立能力を完全に欠く人々を扶養することは社会の義務であるがゆえに、かかる場合の扶助が受給者にとってきわめて快適になるような仕方と給付されるのが確かに望ましい。これまで人並みに育て上げてきた4～5人の子供を遺されて未亡人となった勤勉な女性ならば、この一家をワークハウスに収容した場合にかかるであろう経費よりもずっと少ない金

額を喜んで受け取るであろう。…働き盛りには多分社会の有用かつ尊敬されるべき構成員として国家に対してかなり奉仕をしてきたであろう老人たちの場合、働き盛りをすぎるとやいなや住み慣れた村・小屋を捨てて、友人・子供・孫の許を去り、そして見知らぬ他人の間の喧騒と不安との中で余生のタバを送りかつ愛情の対象者たち全員から切り離された孤独な臨終を待つといった生活を余儀なくされるとすれば、それはきわめて苛酷な事態であろう。」(Crisis,xxxvi-xxxvii/368)

要点を整理しておこう。(a)完全な自立不可能者とそれ以外の者の区分。高齢者は完全な自立不可能者に区分されている。子供を残された未亡人は労働可能であるが、自らの収入だけでは自立できないという意味で、自立不可能者に位置付けられている。明示的ではないが、「自立しうるであろう人々」への言及は、凶作もしくは賃金の下落等で一時的に自立できない者への救済を示唆している。(b)自立不可能者に対する救済の義務化。「自立能力を完全に欠く人々」については、その救済を「社会の義務」であるとしている。当然のことながら、そのような救済が実行可能なものであると意識されていたことを意味する。(c)自立可能者への劣等処遇。「依存的状況を快適にしようと念願することは決して許されない」という表現は、劣等処遇と理解することができる。(d)救済の効率性。救済を費用で見た効率性の観点から評価しており、それにもとづいて院外救済も容認している。⁽²⁾

『人口論』におけるマルサス自身の証言によれば、ピット救貧法案が上程されてからもしばらくは、法案がうたっている3人以上の子供がいる家族への補助を支持していた(EP1,134/87)。したがって、『危機』から『人口論』初版までの時点で、救済についての見解を変更させたことになる。⁽³⁾だが、この変更によって『危機』で語られた救済に関する見解が全て否定されたわけではない。後に語られる救済の多くの論点をここに見出すことができる。

2-2 『人口論』初版

2-2-1 救貧法批判

マルサスの著作のうち『人口論』初版が救貧法に対して最も厳しいスタンスを採っている。救貧法の是非の判断基準は、「人類全体の幸福」の大小比較という功利主義的なものであった。「庶民がしばしば陥る困窮を是正するために制定されたイングランドの諸救貧法は、個人の不幸の強度を少し緩和したかもしれないが、より広範に一般的な害悪をばらまいた」(EP1,74/57)。これがマルサスの結論であり、同趣旨の文言は最終版まで維持された(EPP,1,361/420)。ポインターも指摘するように、初版の救貧法批判の論点は荒削りなものと言わねばならないが、論点を可能な限り整理しておきたい(Poynter[1969],156)。初版の整理に従えば、救貧法がもたらす帰結は次の二つの傾向にまとめられる。すなわち、(A)食料の増加以上に人口を増加させる傾向、(B)勤勉な人たちからそうでない人たちに食料を移転する傾向である。ちなみに、人口増加のメカニズムから導かれる傾向(A)は、後の版では被救済権の不可能性を説明する論理として用いられていく。

「...第一の著しい傾向は、それを支えるのに足りるだけの食料を増やさずに人口を増加させることである。独立して家族を扶養する見込みをほとんどあるいはまったく持たないのに、貧民は結婚する気になる。それゆえ、この法律は、ある意味では貧民を製造してそれを生かしておく法律だといえる。人口が増加して、各人に分配される国内の食料品(provisions)が前より少量になれば、教区扶助を受けていない人々が購入できる食料品の量は以前より減少する。その結果、彼らのうちのより多くの人たちが扶助を求めるようになる。／第二に、一般的には社会の価値ある部分とは見なされないワークハウスで消費される食料品の量は、そうでなければもっと勤勉で価値がある人たちの分け前を減らすことになる。こうしてより多くの人間が自立できなくなる。...社会の金銭の新しい配分によって、食料品の価格が上昇するから、ワークハウス外の人たちの状況は顕著に圧迫される。」(EP1,83-84/61-62)

初版における救貧法批判の主要な論点はこの二つであるが、マルサスはより詳細に救貧法の弊害の内容を指摘している。それらは、特定の救貧行政のあり方から生じる弊害と、困窮対策一般から不可避に生じる弊害とに分けることができる。

特定の救貧行政の弊害には次のものが含まれる。

(a)労働移動の制約。アダム・スミスの救貧法批判や、その精神を継承するピット救貧法案でも指摘されていた問題であるが、居住している教区以外では救済が受けられなくなるために労働移動が阻害されるという弊害が発生していた。この教区の規制がなくなれば、「労働の価格が高いところへと何の妨げもなく移っていける」(EP1,95/68)。

(b)救貧行政担当者の専制。教区行政による生活への介入を「専制」と呼んで非難している。実際には、貧民に温情的に対応しがちな治安判事と、救貧税負担の軽減を図ろうとする貧民監督官との間には対立がしばしば起きていた。⁽⁴⁾しかし、マルサスは彼らを一様に扱っており、教区行政の詳細に立ち入った考察を加えているわけではない(EP1,93/67)。

(c)院外救済による人口増大。これは教区手当として行われる院外救済に特有の問題である。ウィリアム・ヤング法(1795年)がスピーナムランド制を立法的に追認したために、『人口論』刊行直前には貨幣による賃金補助が制度化していた。後続版も含めて『人口論』で批判されている救貧法の内実は、そのほとんどがこの教区手当による救済である。これは上記の傾向(A)に含まれる弊害である。以下(g)で再論するが、ここでは教区手当に関連する事柄だけ補足説明を加えておこう。先の引用箇所は、人口増加率>食料増加率という人口メカニズムが発現してしまうことで食料が不足するように論じていた。つまり、生産期間が次期もしくは、さらに複数期間にまたがっている場合である。これとは別に、所与の賃金ファンドを前提とした議論を行っている場合がある。こちらは次期にまたがらない、当期内での議論ということになる。必ずしも両者を明確に区別しているわけではないが、開墾が行われるケースと教区手当のケースとでは異なる期間を対象としている(EP1,80/60)。『人口論』初版の主要な批判対象は後者の当期内の院外救済の方であった。つまり、食料増加を契機とした人口増加という人口メカニズムは、そこでは使われていない。食料増加を契機

としない人口増加を説明するために、貨幣錯覚—マルサスの表現では「想像上の富」(EP1,77/59)—を導入した。つまり、実際には物価上昇が起きているだけで実質賃金が上昇していないのに、貨幣賃金の上昇を実質賃金の上昇と錯覚することで人口増加を発現させると説明している。こうした錯覚を防ぐためには、食料の現物給付が望ましいことになる。

次に困窮対策一般が生み出す弊害を整理しておく。まず、労働者側の要因を確認している。

(d)救済による予防的妨げの動機喪失。階層ごとに程度の差はあるにせよ、イングランド全体で予防的妨げが実行されているとマルサスは考えていた (EP1,63-69/50-53)。救済は下層民から予防的妨げの動機を喪失させてしまう。これは傾向(A)に含まれていた労働者側の側面ということになる。一般的には人口メカニズムを用いた、この(d)こそがマルサスの救貧法批判の最も重要な論点と見なされていると言ってよいだろう。しかし、紙幅で判断する限りウェイトが置かれていたのは、むしろ下記(g)である。後に見ていくように、第2版以降、救貧法は人口を増大させなかったとする主張を強めていくことで、事実問題としての(d)の重要性は後続版でも高くはない。

(e)勤勉の喪失。救済が実行されると、独立心を失い、労働よりも怠惰を選好するようになるという理由である。また、名目賃金の上昇が怠惰を選好させるという批判も加えている (EP1,78/59)。

(f)貯蓄意欲の喪失。後の『食料高価論』でも議論されるが、マルサスは賃金を生存ぎりぎりの生存費水準にあるとは考えていない。現行の製造業の賃金があれば、一時的な失業に対処できるだけの貯蓄も可能であると見ていた(EP1,87/64)。救済はそうした将来の備えの動機を破壊し、散財してしまうことで、不時の際に救済に依存せざるをえない状況を生み出してしまふ。初版では労働者側の責任でない一時的な失業等に対しても自助で対処することを求めていたことになる。後続版でも同趣旨の記述は残るが、そうした困窮は救済されるべき対象と見なされていく。

救貧法の弊害ではないが、救貧法批判の前提となっている賃金ファンド側についての議論を整理しておく。

(g)賃金ファンドの固定性。⁽⁵⁾教区手当が食料価格の高騰をもたらすにすぎないという議論や、一人の生活をよくすれば、必ず他の人の地位をそれだけ悪化させるという議論(EP1,79/59)は、当期内における固定量の賃金ファンドを想定したものである。当期内であるから、人口増加率>食料増加率といった人口メカニズムが作用する余地はない。初版の救貧法批判で強調しているのは、この賃金ファンドの固定性の方である。(d)で述べたように人口原理を用いた救貧法批判は、『人口論』初版の中ではそれほどウェイトが高いものとは言えない。

(6)

(h)賃金ファンドの増大の遅れ。たとえ複数期間を考慮して、食料の増産があったとしても、人口の増大には追いつかない。その理由は、肥沃な土地がすでに耕作されているので、「十分な利益をもたらす見込みのない土地」への追加投資がためられるからである(EP1,90/

65)。ちなみに、初版の時点では明確な収穫通減の認識にまではいたっていない。そのために、食料増加が遅延する理由として、製造業と農業とのトレードオフ関係を強調することで、農業生産が抑制されるというロジックが用いられている。

(i) 賃金ファンドの配分に与える悪影響。ファンドの物的な増大がなければ、教区手当であろうがワークハウス内での現物給付であろうが、自立していた労働者からファンドを奪い、ポーパーたちへ移転させることになる。

『人口論』初版の主要なテーマはユートピア批判であり、人口メカニズムはその有力な支柱となっていた。初版における救貧法批判は、貧困を消滅させることはできないという限りでは、ユートピア批判からの派生的な議論と見なすことができる。ただし、ユートピア批判とは異なり、人口メカニズムの理論的な役割はそれほど大きくはない。

2-2-2 救貧政策

『人口論』初版はマルサスの著作の中で最も救貧法に対して厳しい態度を採っていたと云うが、それでも明確に全廃を主張したのは、「既存の」教区法(parish laws)なのである(EP1,98,69)。ポインターも指摘しているように、新しいワークハウス制度を提案しているから、救貧政策全てに反対していたと解釈するわけにはいかない(Poynter[1969],156)。貧困を消滅させることは不可能であるとしても、「一般民衆の幸福の量を増大させる」政策を提案した。「個人の慈善行為に委ねられるものも多いであろう」(EP1,98/69)と私的慈善の役割に期待をかけつつも、私的慈善と公的な困窮対策との両輪を想定していた。

現行の教区法に対する代案は次の3つである(EP1,95-98/68-69)。第一は、労働移動の自由化を目指した教区規制の廃止である。第二は、農業労働の賃金上昇と農産物の増産を目的とした、未耕作地に対する開墾奨励金である。マルサスは製造品と農産物との間にはトレード・オフの関係があると見ており、奨励金により農産物の増産が可能になると考えていた。農業刺激策は奢侈批判として15章でも論じられている。第三は、入所にあたって教区規制のない州単位のワークハウスの設立である。それについて次のように語っている。

「極度に貧困に陥っている者に対しては、州のワークハウスを設立するのが良い。それは、王国全土で地方税によって維持され、どの州の人でも、さらに全ての国民が無料で入れる。ただし、食事は粗末で働けるものは働かなければならない。そこはひどい困難の中から逃れる居心地のいい避難所ではなく、苛酷な困窮がいくらか緩和される場所にすぎないと見なされるのが望ましい。」(EP1,97-98/68-69)

「働けるものは働かなければならない」としているから、ここに収容される「極度に貧困に陥っている者」には労働可能者と不可能者の両方が含まれていると見てよいだろう。ワークハウスそのものの役割は、求援抑止(deterrence)を意図したナッチブル法(1722年)以来の精神を受け継ぐものである。すなわち、ヤング法によって求援抑止の性格を失われた救貧政策を、再度、ナッチブル法の精神にもどすものであった。もともと、ナッチブル法では、治安判事による寛容な救済に歯止めをかけるために、教区の利害を強く反映する

貧民監督官や教区委員に救貧行政の権限を持たせようとしたが、マルサスの基本的スタンスは、こうした裁量の余地を排除しようとするものである。したがって、「州のワークハウス」という提案は、教区レベルから治安判事に代表される州レベルへの積極的な移管というよりも、教区規制を外した場合に懸念される特定の教区の負担増大への対応と捉える必要がある。(7)

ところで、ワークハウスで食料を提供するとしても、既存労働者の実質賃金の低下という上記(g)で指摘されていた問題が発生するはずであるが、この点をマルサスはどのように考えていたのであろうか。第二の提案で語られている開墾奨励金による食料増産と合わせて理解するならば、実質賃金の低下は開墾によりある程度回避できるかもしれない。もっとも、賃金ファンドの配分変更については、『食料高価論』で論じられる「困窮の分散」まで踏み込んだ考察を行っていない。

2-3 『食料高価論』

1799年の凶作を契機とした食料騰貴に際して、マルサスは『食料高価論』(1800年)を執筆し、騰貴の主要な原因を凶作と見る一般的な見解を退けた。上記(g)で萌芽的に示されていた限界購買力説を精緻化し、当時実行されていた教区手当こそが食料騰貴の主な原因であると主張した。「労働の価格を食料の価格に正確に比例させる」という賃金規制の見解に対して、食料価格の限度なき上昇をもたらすだけで実行不可能な提案であると批判しているから、トータルに見れば、明らかに教区手当についてネガティブなスタンスを表明している。ところが、教区手当そのものの廃止は主張していない。婉曲な表現を用いながらも、飢餓の回避に有効であったと肯定的な評価を下しているのである。

「しかしながら、これまで述べてきたことから、教区手当が国家に有害であったと推論するつもりはない。あるいは、この国でこのシステムがこれまで実行されてきた限りで、もしくは実行されるであろう限りで、状況が許容する最良の給付の方法の一つでないなどと推論するつもりもない。他の場所で論じたように、救貧法のシステムを私は心より非難するものである。しかし、現在の食料難においては救貧法システムの作用はこの国にとって有利なものであったと考えたい。」(Works,7,13/33)

『人口論』初版でも「極度に貧困に陥っている者」に対しては、ワークハウスによる救済を認めていた。それゆえ、飢餓を防止するための救済の容認それ自体は、目新しい主張というわけではない。『人口論』初版との大きな相違は、有効性を否定していた教区手当に一定の評価を加えたところにある。厳密に言えば、『食料高価論』では食料輸入も考慮しているから、賃金ファンドを固定量として扱っているわけではない。しかし、ほぼ固定的なものとして議論を進めているから、『人口論』初版と実質的には同じ想定に立っていたと見なしてよい。

教区手当は賃金ファンドの配分変更をもたらすにすぎない。この限りでは、初版と『食料高価論』に相違はない。『人口論』初版では、「金銭の力で一人の貧民の生活を良くすれ

ば、必ず同時に、その階級の他の人々の地位をそれだけ低下させる」(EP1,79/59)として、ファンドの配分変更を無意味なものとして否定的に捉えていた。ところが、『食料高価論』では、教区手当の引き起こす食料価格の高騰が「全ての階級の生活における厳格な節約を強制する」ことを肯定的に捉えるようになる。広範な実質賃金の低下を認めたとあえて、なおかつ教区手当を肯定したのである。『人口論』初版との見解の相違は、ファンドの配分変更がもたらす帰結の評価の変更に由来する。

「貧民たちはこの価格に対して大声で喚きたてる。...しかし、彼らの中の大多数が餓死しなかったということは、疑いもなくこの価格のおかげである。...教区手当の作用は、食料価格を非常に高く引き上げることにより、おそらく 200 万か 300 万の代わりに 500 万または 600 万の人々に苦境を分散させたのであり、また残りの住民も決して苦境に無自覚でいたわけではない。」(Works,7,13-14/33-4)

明示的に功利主義的な議論を行なっているわけではないが、広範な生活水準の低下という犠牲を払っても、飢餓の回避の方が公益の観点から望ましいと見ていたことになる。いささか誇張気味の「200 万か 300 万人」の餓死という数字を用いることで、比較衡量を自明なものとして処理したと言えよう。このような救済の擁護論は「困窮の分散」と呼ぶことができるだろう。^⑧『食料高価論』自体は時論的なパンフレットであるが、マルサスが論じる救済論は原理的にはファンドの配分変更、すなわち、「困窮の分散」に帰着する。したがって、その後の救済論の仕組みがここで提示されたことになる。こうした議論が成立するためには、平常時の賃金水準が一定の水準低下に耐えられるだけのものでなければならない。すでに言及したように、『人口論』初版でも平常時ならば貯蓄が可能な水準を想定していた。イングランドでは高い賃金が支給されているとマルサスは一貫して見ていた。

2-4 『人口論』第 2 版

2-4-1 功利と救済

救貧法批判を主に論じていた『人口論』初版第 5 章は、第 2 版では第 3 篇第 5 章「救貧法について」の冒頭部分と第 6 章「救貧法について (続)」とに分割される。第 5 章では初版の教区手当に関連する記載が、第 6 章では道徳的な弊害および救貧行政の専制に関する記載が、それぞれ各章の前半にほぼそのままの形で再掲される。そして、第 4 篇には救貧法の漸次的廃止計画や、私的慈善、民衆教育に関する章が新たに付加される。初版の記述を再掲していることから分かるように、救貧法批判の主要な論点はほぼ維持されていると言ってよい。

救貧法の漸次的廃止計画は、救貧法廃止の法律を制定し、それから 1 年を経過した婚姻から生まれた子供、および 2 年を経過して生まれた私生児は、教区から一切の救済を受ける権利が剥奪されるという内容である。マルサス自身は即時廃止ではなく、きわめてゆっくりとした廃止論であることを強調したが、懐妊期間を除外すれば、わずか 1 年程度でパーパーにまで懐妊もしくは結婚に関する態度変更を迫るものであった。廃止の根拠は被救

済権の否定にある。被救済権は『人口論』初版でも実質的に否定されていたと云うが、第2版で印象深い「自然の饗宴」の比喻 (feast passage) を用いて、食料を得る権利を明確に退けた。

「すでに所有されている世界に生まれた者は、もし正当に要求できる両親から生活資料を得ることができず、かつもし社会が彼の労働を要求しないならば、最小量の食物を要求する何の権利も持っていない、そして事実、この世に存在する必要はない。自然の饗宴において彼のための空席はない。自然は彼に去れと告げ、そして来客の誰かが憐憫の情を動かさない限り、自然はすみやかに自らの命令を実行するであろう。」

(EPP,2,127/6版には存在せず該当箇所 575)

扶養能力のない親の出産についての責任を問うのではなく、罪のない子供の生存権を否定しているから、自然の饗宴の比喻は強烈な印象を与える。表向きはペインの権利論への批判として語っているのだが、ボナーも指摘しているように、おそらくペイリーが用いた饗宴の比喻を意識したものであろう。⁹ボナーも示唆しているように、冷酷な印象が強すぎるせいか、この比喻をマルサスは第3版で削除する。ただし、被救済権の否定そのものは最終版まで維持される。被救済権は自然法則と矛盾するから、権利としては存在しえない。これが初版以来一貫しているマルサスの論法だ。

「...人間が一般に所有していると信じられてきた権利がある。自らの労働で生活資料を正当に購入できない時には、人間はその権利を持っていないし、持てないと私は確信している。その権利とは、生活資料を得る権利(a right to subsistence)である。我々の法律は、人間がこの権利を持っており、通常の市場において(in the regular market) 食料と雇用を得られない人たちに、それを提供することが社会の義務であるとしている。しかし、その義務を遂行する時、われわれの法律は自然の法則に逆らうことになる。」(EPP,2,127/575)

「自然の法則」、すなわち人口法則と被救済権とが両立しえないことを、このようにきわめて明瞭に語った。だが、『人口論』第2版でも救済全てを不要なものとして退けたわけではない。注意深く見れば分かるように、この引用でも、救済には容認される場合があることが示唆されている。「通常の市場において」と限定することで、通常でない凶作のような場合を除外していると解釈できるからだ。そうした救済をマルサスは必要なものと認めている。そればかりでなく、あらゆる救済が必然的に人口増加を引き起こすという考えを退けた。むしろ、救貧法を否定した「一般的原理」を過度に一般化して、あらゆる救済を否定しないようにわざわざ注意を促しているのである。

「これらの問題に関する一般的原理は、常に念頭に置いておく必要があるが、しかしこれを過度に推し進めるべきではない。また現在の困窮の救済から生ずる善が、遠い将来の結果から生じるおそれのある悪を埋め合わせて余りある場合が多いということは、既に述べたところである。／怠惰で不用意な習慣に起因するのではない困窮への救済は、いかなるものも明らかにこの部類に属している。一般的には次のように言うこ

とができるだろう。貧民がどんな行動をとっても、安心して頼れてしまう組織的で確実な救済方法だけは一般の原理と抵触してしまうのである。」(EPP,2,189/639)

いかなる対象を救済すべきかという原則は単純かつ明瞭である。「怠惰で不用意な習慣に起因するのでない困窮」は全て救済の対象となる。帰結として生じる善と悪の比較という功利主義から、『人口論』初版では救貧法が批判されていた。ここでは同じ功利主義を根拠にして、救済の必要が説かれている。自然権に立脚する生存権や被救済権を否定し、マルサスは救済を功利主義によって基礎づけようとしたことになる。18世紀から19世紀にかけて、社会思想の中心は自然法思想から功利主義へと移行していく。マルサスの議論は、この思想史上の転換に合致している。それは後に見るように、『人口論綱要』で明瞭に読み取ることができる。

救貧法の批判とあるべき救済の正当化の両方で、マルサスは功利主義を利用した。第4編第9章「われわれの慈善の指導について」(第5版から10章)において、それはよく表れている。必要な救済に求められたのが、「功利のテストを頻繁に吟味することによって、害悪を伴うことなく人類の幸福の総量を明白に増大させ、創造主の明瞭な目的に適うやり方」である(EPP,2,157/603)。公的救済と自発的慈善とを問わず、家族扶養の見込みのない結婚や怠惰を助長する慈善を厳しく批判した。そうした原因に起因する困窮は公的救済の対象にしてはならず、さらに私的慈善に委ねる場合でも困窮者にペナルティーを受けさせるために差別的な援助、すなわち劣等処遇で対応しなければならないとマルサスは主張した。それに続けて公的救済の対象を次のように確定している。

「人が行う出来事の中には、最良の予測でさえも時には裏切られることがある。勤勉、慎慮、徳がそれらに相応しい報酬を受けられないだけでなく、不当な災難に巻き込まれることもあるだろう。災難を回避しようと最善の努力をしているにもかかわらず、また、予見しえなかった原因から苦しんでいる人々こそ、慈善の真の対象なのである。」(EPP,2,161/608)

これらのケースの救済は「功利の試金石によっても完全に我々の行為は正当化される」(EPP,2,162/609)。この場合には、たとえ「無差別な援助」を与えたとしても問題がない。むしろ、「資力に応じて惜しみなく十分に救済しなければならない」とさえ述べている。というのは、腕を折った人を救済しても、自らすすんで腕を折ることを奨励することにはならないからだ。もちろん、自発的な救済である限り、救済に値する困窮者でも十分に救済される保証はない。ところが、マルサスは、自発的な救済に不可避な不確実性があるからこそ、むしろ「貧民の一般的幸福」にとって望ましいと語っている(EPP,2,160/607)。不確実であるほうが、受け取った時に感謝の念を生じさせるというのがその理由である。⁽¹⁰⁾ こうした9章の叙述を見る限り、救済は全て自発的慈善に委ねるべきだと主張しているように思われる。⁽¹¹⁾ところが、立法による公的な救済を必ずしも排除しているわけではない。家族手当を肯定しているのである。

妻と6人の子供を養っていけるだけの見込みがなければ結婚すべきではない、というの

がマルサスの考え方であった。そのような予防的妨げの習慣が普及すれば、「下層民の状態に非常な改善をもたらすであろう」と予測していた。当然のことながら、婚姻内での産児制限を認めていないから、仮に予防的妨げの習慣が広まったとしても6人を越える多子家族は発生しうる。そうした家族には手当を支給すべきであるとマルサスは主張する。平均的な子供数までの扶養能力を持つことは親の責任ではあるが、それを越えて子供が生まれたとしても、「怠惰で不用意な習慣に起因する」わけではない。多子家族を放置することは、「予期しない困窮」を救済しないのと同じことになる。

「...現実の労働価格では援助を受けずに妻と6人の子供を養っていける見込みが無い時には、結婚を控えるという慎慮の習慣が彼らの間に広く普及することをわれわれは仮定しなければならない。そしてあらゆる観点から見て、この程度の慎慮の抑制でもきわめて有益であり、下層民の状態にきわめて顕著な改善をもたらすだろう。／人は結婚すれば何人の子供を持つかわからないし、多くの人は6人以上持つので、この程度の慎慮では必ずしも役に立たないと言われるかもしれない。それは正しいし、その場合には6人を越える子供に全て一定の手当を与えても、何ら害悪が生ずるとは思わない。しかし、この手当の目的は大家族を持ったことに対して褒賞を与えることではなく、当然予想すべきであったとするには無理であるような困窮から彼を救済することなのである。...私はこの種の法律が採用されたとしても危険を伴わず、特定の個人のきわめて切迫した予期しない困窮から救済できて、しかもどの点から見ても結婚に対する奨励としては作用しないであろうと考える。」(EPP,2,195/645)⁽¹²⁾

実際に扶養義務を負う子供が6人を越えている家族はそれほど多くはないかもしれない。しかし、重要なことは、少なくともマルサスは「多くの人」が支給対象となる可能性を認めた上で、それでも多子家族に対する公的救済を主張している点である。あるべき公的救済を具体的に語ったのは、この箇所だけである。それは近代的な家族の形成へのマルサスの関心の大きさを示している。この点は次節で改めて検討することにしたい。

2-4-2 賃金水準と住居

マルサスの救済論はファンドの配分変更に帰着するから、救済の仕組みは『食料高価論』を踏襲した困窮の分散によるしかない。第2版第3篇第5章「救貧法について」の前半は初版第5章の救貧法批判を継承したものであるが、その後半で困窮の分散の議論が付加されている。教区手当によって受給者は食料を得られたが、それはそのすぐ上の階級の犠牲によってもたらされたものであり、彼らこそ「凶作の最大の受難者」であったと述べている(EPP,1,351/409-410)。そこでは、凶作後にまで物価の高騰をもたらす最低賃金制度の弊害を説くことで、凶作時の一時的な教区手当の利点が示唆されている。⁽¹³⁾

「教区の扶助という一時的救済は、物価が下落するとすぐに撤回されうるであろうが、その代わりに労働賃金を全体的に引き上げたならば、通貨の減少と物価の下落に対する障害はよりいっそう大きくなり、しかも労働者には何の利益にもならない高賃金が

永続するであろう。」(EPP,1,355/414)

一時的な教区手当が有効であるためには、ある程度の生活水準の下落に耐えられるだけの賃金の高さが必要となる。マルサスは労働者の生活水準が上昇することを望んでいた。その第一の理由は何と言っても、高い生活水準を維持できる見込みが持てるまで結婚の抑止となることを期待していたからである。それに加えて、困窮時のバッファの機能を第二の理由として加えることができるだろう。イングランドでは高価な小麦を労働者は常食としており、小麦価格が賃金水準に大きな影響を与えていると見ていた。マルサスは通常の賃金水準が高いことを「偉大な資源」とも表現している。というのは、凶作時にジャガイモなどの安価な食料へと生活水準を低下させることができれば、飢餓の回避が可能となるからだ。もし、安価な食料を常食としていたならば、凶作時には「スウェーデン人のように樹皮以外には頼るべきものがなくなり、彼らの大部分は必然的に餓死せざるをえない」と予測している(EPP,2,172/619)。

「庶民の幸福のために望ましいことは、彼らの常食が高価で、賃金がそれによって規制されていること、しかも凶作あるいはその他の一時的な困窮時に、より安価な食物がすぐに進んで供給される (adopted) ことである。この移行をより容易にし、同時に教区救済に依存する人とそうでない人を区別するために、ヤング氏が提案しているもの〔ジャガイモや米などを困窮者の食料とすること〕がきわめて望ましいと考えている。」(EPP,2,173/620)⁽¹⁴⁾

イングランドの賃金水準は、なぜスウェーデンのように低くないのか。別の言い方をすれば、イングランドで予防的妨げを機能させていたものは何であったのか。マルサスが第2版から着目するようになったのは住居の不足である。初版では住居の不足を積極的妨げの要因として扱っていた。すなわち、住居の増加率を上回る人口増加があれば、一戸内の家族数が増加し、流行病の原因になることを問題にしていた(EP1,116/80)。ところが第2版では、住居の不足を早婚を妨げる要因として位置づけるようになる。

「おそらくわが国における早婚の頻発を防止するもっとも健全で、もっとも害の少ない妨げの一つは、小屋を手に入れることが難しいこと、そしてアイルランドのようにみじめな泥造りの小屋で満足するよりも、むしろ数年間、家の空くのを待つて結婚を延期しようとする労働者の賞賛すべき習慣である。」(EPP,2,190/640)⁽¹⁵⁾

こうした認識の変更を支えているのは、アーサー・ヤングのアイルランドの観察である。イングランドの方が食料は豊富であるにもかかわらず、アイルランドと比べてイングランドの人口増加率は低い。しかし、その要因は食料から説明できない。ヤングはアイルランドの人口増加の要因として、小屋の入手の容易さに着目した。マルサスもヤングにならい、食料に加えて住居を婚姻の要件と位置づけた。⁽¹⁶⁾人口増加の制約要因としての住居の導入は、食料と人口との関係を弱めるという意味で重要である。それは救済の容認を正当化する役割を果たしたと見ることができる。

『人口論』第2版では救貧法の影響について認識を大きく変化させた。一方では、「救貧

法がもたらした過剰人口」(EPP,1,364/423)という言い方を変えてはいないが、他方では、救貧法は人口を増大させていないとも主張している。初版では、「イギリス農民の間には、独立の精神がまだ滅びずに残っている。救貧法はこの精神を滅ぼすために、わざわざ作られた感がある」(EP1,84/62)、と救貧法が独立心を破壊し、従属的な人口を増大させてしまうことを懸念していた(2-2-1の(d))。これは現行の救貧法を批判する、重要な論点でもあった。ところが、この論点を第2版から次第に撤回していくのである。

「教区救済の受給を潔しとしない見上げた気風は、一部はいまだ消滅していない独立心から、一部は不愉快な給付方法から生ずるが、多くの人はこのために、教区の世話になることが確実な結婚を疑いなく思いとどまる。そして救貧法は大きな影響を与えはするけれども、出生と結婚の全人口に対する比率が明らかに証明するように、理論的に予想されるほどには結婚を奨励しない。」(EPP,2,170/617)

この確信はさらに強まり、第4版では「大きな影響を与えはするけれども」という語句も削除してしまう。手当が「結婚に対する奨励としては作用しない」と主張する根拠を、ここでは人口に対する婚姻数の比率で証明できるかのように語っている。もっとも、手当の影響をこの比率だけから論じることには無理であろうし、マルサス自身もその論証手続を明確に語っているわけではない。⁽¹⁷⁾ここでは明示的に語られていないが、次項で確認するように、その根拠は住居の不足と見た方がよいだろう。

救済に関する主要な論点は、ほぼ全て第2版で確定したと言っても良い。繰り返しをおそれずに、ここで論点を整理しておこう。第1は、権利論の否定と、その裏返しでもある功利主義の導入である。被救済権を成立不可能として退けた代わりに、「庶民の幸福のために望ましいことは…」といった表現からも分かるように、救済の是非を功利主義から正当化するようになった。この基準にかなえば、私的慈善のみならず、公的救済も正当化されることになる。第2は、救済により公益増大が可能となる論理の提示である。それは二つの論理から成り立っている。一つは、たとえ賃金ファンドが固定的であったとしても、救済により飢餓を回避できるならば困窮を分散させることで公益の増大が可能であるとする論理である。もう一つは、救済により食料を入手できたとしても、住居の制約がある限り婚姻の制約を通じて予防的妨げを損なうことはないという論理である。第3は、救済対象の明確化である。凶作や多子家族のように、「怠惰や不用意な習慣」に起因しない困窮全てを救済の対象とした。これは現行の救貧法とは一線を画す、救済対象の限定を意味する。

2-5 『人口論』 3・4・5版とホイットブレット宛書簡

2-5-1 救貧法の二つの効果

ここでは第3版以降の各版とホイットブレット宛書簡から、第2版で提起した論点をマルサスがどのように補強したかを確認しておきたい。

マルサスは第3版で批判に応えるために付録を付した。そこで取り上げているのが「貧民の被扶養権(the right of the poor to support)」を否定したことに対する批判である

(EPP,2,212/661)。具体的に名前を上げている批判者はヤングだけである。しかし、付録の半分以上をこれに対する反論に割いていることから、被救済権を擁護する議論が根強く存在していたと見てよいだろう。少なくとも、マルサスはそう認識していた。被救済権を否定する論拠そのものは、第2版ですでに論じられていたのと同じである。すなわち、人口増加率>食料増加率という関係が潜在的には常に成立する以上、全ての人々が被扶養権を持ちえないことは当然であるという論法を繰り返している(EPP,2,212/661)。付録では、被救済権の否定を補強する次の論点を加えている。一つは、被救済権が存在しないことを確信すれば、貧民は「勤勉と節約の生活を送る義務を一層強く感じるであろう」というものである(EPP,2,216/665)。もう一つは、被救済権を持たないにもかかわらず、「飢饉やあらゆる緊急の困窮時には豊富な援助が受けられることを確信すれば、...富者と貧民の結束が現在よりもずっと緊密になる」(EPP,2,216/665)というものである。

また、第3篇第5章末尾に最低賃金制度と公定食料価格の批判に続けて、凶作時の手当に関して次の文言が挿入された。「真の政策」と言っているから、自発的慈善のみならず公的救済もここには含まれている。それらを富者の義務と位置づけた。

「同時にこのような場合、事情の許す限り貧民に対してあらゆる援助を与えることが、人道からも真の政策からも緊要であることを忘れてはならない。もし、食料が凶作時の価格を続けるとすれば、労働賃金は必然的に上昇せざるをえず、そうでなければ疾病と飢饉が労働者数を急速に減少させるであろう。その結果、労働供給が需要と釣り合わなくなり、その価格はすぐに食料価格をしのぐ勢いで騰貴するであろう。...このような困窮の時期に、貧民に対して一時的な援助を与えることは、我々の義務であるばかりでなく、利益でもある。」(EPP,1,357/416)

現行の救貧法が人口増加に与えた影響について補足が行われ、第3版で、救貧法は人口増加と人口抑制との二つの効果を持つと整理された。救貧法が人口増加をもたらすとする見解は、さらに後退したと言ってよいだろう。救貧法の人口抑制効果について次のように述べている。

「...救貧法そのものが少なからぬ妨げを引き起こし、一方で人口を刺激しながら他方で抑制している。各教区は域内の貧民を養わなければならないので、貧民が増えることを恐れ、したがって全ての地主は、労働需要が真に緊要な場合を除けば、貧民の小屋を建設するよりも、むしろ取り壊そうとする。この小屋の不足は、必然的に結婚に対する強力な妨げとして作用する。そしてこの妨げこそ、おそらく救貧法の制度をこれほど長く続けることのできた主要な理由なのである。」(EPP,1,363/423)

同様の主張をマルサスは付録の中でも繰り返した。救貧法は勤勉、節約を阻害し、怠惰と捨て子を助長したと批判する。しかし、人口増加を大いに刺激したと断定できないとマルサスは述べる。イングランドにおける「卓越した政府、人民の比較的恵まれた境遇、および清潔と便宜品に対する嗜好のより一般的な普及」の中で、「救貧法の二重の作用」がどのように作用したかは確定できないというのである(EPP,2,226/674)。さらに第4版では、

この箇所には次の注を新たに付け加えている。

「救貧法をできる限り好意的に評価すれば、救貧法はそれが従来ともなってきたあらゆる状況のもとで、あまり結婚を刺激しないということができる。疑いもなく人口条例報告はこの主張を裏付けている。これが事実ならば、本書で主張した救貧法に対する反論のいくつかは削除されるであろう。」(EPP,2,226/674)

こうした変更に着目すれば、第2版から第4版にかけて、現行の救貧法は人口増加を引き起こしていないとする確信を次第に強めていったことが分かるであろう。⁽¹⁸⁾見解の変化は、住居の役割を重視していったことと対応している。第4版と同時期に刊行されたホイットブレッド宛書簡が、そのことの傍証となるであろう。ホイットブレッドは1807年2月に救貧法改正案を提案する。民衆教育を柱とする内容であったが、貧民のための小屋の設置を教区に認める条項も含むものであった。小屋の設置条項は、ヤングが推奨したカウ・システムの延長上にある。ホイットブレッドは住居を供給することで貧民の自立を促せると考えたのである。マルサスは、ホイットブレッド法案のうち民衆教育の部分については肯定したが、小屋の設置条項については厳しく批判した。⁽¹⁹⁾マルサスにとって住居の不足は、救貧法による人口増加を阻止する重要な意味を持つものであったからだ。

「しかし、イングランドでは全人口に対する出生と結婚の割合はヨーロッパのたいていの国よりも低いように思われる。その事情は別個の原因によって説明されるべきであろう。しかも、それは救貧法が予想されるほど早婚を奨励するものでないという決定的証拠を提供するであろう。／この期待はずれの結果の特殊な原因は、疑いなく住居獲得の困難にある。…住宅獲得が困難で、またそれがとてもひどいと考えられる理由もあるが、そしてまた、私の著作の最新版〔第3版〕で、そのせいで救貧法は予想されたほどその効果を及ぼさなかったと述べたが、地方税は近年例にないほどの速度で増大した。」(Works,4,10/209-210)

仮に救済が行われても人口が増加しないとすれば、被救済権を否定した論拠が事実問題としては崩れてしまう。マルサスは次のように語っている。「貧民の数を一定に保ちかつ独立労働者のこれ以上の抑圧を避けることができるならば」という前提条件が成立すれば、困窮者は「もっと手厚く救済されなければならないし、彼らはその救済を恩恵としてではなく権利として受け取るべきだ」(Works,4,8-9/207-8)。この前提条件は決定的な意味を持つから、文字どおり被救済権を認めたものと解釈するわけにはいかない。しかし、救済についてきわめて寛容な姿勢を示している。マルサスが救済に意図したものについては次節で検討しよう。⁽²⁰⁾

2-5-2 『人口論』第5版

戦後不況への対応を論じるために『人口論』第5版で第3篇第7章が付加された。この章は、需要不足の解決策として公共事業を提唱したことで注目されてきた。戦後不況がもたらした失業は、「怠惰で不用意な習慣に起因する」困窮とは言い難い。したがって、これ

までの基準にしたがえば、凶作と同様に救済されなければならない対象ということになる。ところが、従来の救済のやり方では「商品と労働に対する活発な需要」を回復させることはできない。そこで、失業者に職を与えるために、既存の資本と競合しない道路、橋梁、鉄道、運河の建設や修理などの公共事業の必要をマルサスは説いた。

不況を論じた『経済学原理』を視野に入れる時、新たに登場した公共事業の提案は興味深い。しかし、本稿の視角にとって重要なのは、むしろ第4版までの救済論と新たに追加された第7章との連続性にある。公的救済にせよ自発的慈善にせよ戦後不況の対策としては限界があることを認めている。だが、それは従来の救済が「困窮の猛威の軽減」に一定の成果をあげてきたことを否定するものではない。

「現在の困窮を救済するためになされてきた努力が決して誤っていたというわけではない。反対に、それはもっとも称賛に値する動機から発したばかりではなく、また困窮に陥っている同朋を救済するという偉大な道徳的義務を果たした。それに加えて、事実上大きな善行をなし、あるいは少なくとも大きな害悪を防いだのである。その部分的失敗は、必ずしもこうした努力を率先して行った人々の行動力の不足、あるいは熟練の欠如を示すものではなく、単に試みられたことの一部だけが実行可能であったことを物語るにすぎない。／現在の困窮の猛威を軽減し、きびしい圧迫を和らげて、よりよい時期まで困窮者を切り抜けさせることは実行可能である。」(EPP,1,368/428-429)

公共事業を、救済に含めることはできないが、第3版までの救済論の延長上に位置づけることができる。というのは、マルサスの公共事業論はケインズ的な波及効果を視野に入れたものではなく、賃金ファンドの配分変更によって困窮者に扶助を与える仕組みとなっているからだ。⁽²¹⁾

「一時的方策として、特定地方の損害を緩和して全体で耐えられるようにするために、害悪をいっそう広範囲に分散させることは、慈善的であるばかりか正当なことである。」(EPP,1,370/430)

公共事業は困窮の分散によって成立しているし、事実、マルサスもそのように認識していたのである。⁽²²⁾公益についての比較衡量が公共事業の正当性を支えていることになる。

2-6 『人口論綱要』と救貧法の容認

見てきたように、人口抑制効果や戦後不況における困窮の緩和など、救貧法の肯定的な側面もマルサスは論じていた。最終的に救貧法廃止論の撤回に到ったのかどうかを検討しておきたい。『人口論』最終版(1826年)まで救貧法の漸次的廃止論に大きな変更はない。だが、実質的にはほぼ撤回したと言ってもよい。まず、ディグビーやウィンチが注目している1822年7月のチャーマーズ宛書簡を見てみよう。

「救貧法の制度に反対する意見が、廃止の提案が受け入れられるほど十分に広まっているという展望を今の私はほとんど持っていません。人口の問題は疑いもなく、かつ

てよりも幅広く理解されている。しかし、救貧法の存在するイングランドの状況、他国と比して飢饉や極端な貧困から免れていること、それらが乞食の増大する強い懸念と合わさって公衆の心に強く刻まれています。...人口の原理が広く理解されているので、もし、より分別を持って救済が実施されるならば、人口を抑制する救貧法の間接的な効果を無効にしたり弱めたりすることのないように注意していくやり方でも、かなりのことのできるのではないかと考えています。」(Winch[1996],320-321)

積極的な存続論ではないにせよ、運用の改善が行われれば救貧法をあえて廃止する必要がないという立場を表明している。こうした主張の背景には、1818年にピークに達した救貧税支出がピークアウトしたという事情もあるだろう。エンサイクロペディア論文「人口」(1824年、1833年『人口論綱要』)でその立場はより鮮明になる。マルサスは自然権ではなく功利主義から財産法を正当化した。それに続けて、財産法の存立を脅かさない教区手当の可能性を論じている。そして、手当が弊害を伴いがちであることを認めつつも、その立法化を展望する結論となっている。

「財産法の偉大な目的を損なうことなしに、社会の貧困階級が困難に陥ったときに、法によるにしても、どの程度の援助を与えるべきかは、本質的に異なった問題である。それは主として労働者階級の感情と慣習とに依存するし、また経験のみによって決定できる。教区の救済を受けることが極めて不名誉であると一般に考えられ、したがって救済を避けるのに大きな努力が払われるということであれば、また、救済に頼らざるをえないという見込みを持ちながら結婚するものがほとんどいないのであれば、ポーパーの比率が絶えず増大し続けるといういささかの危険もなしで、真の困窮者に対して救済を与えることが妥当であるのは疑いもない。しかも、その場合には、大きな善が達成されるにもかかわらず、それを相殺する何の比例的害悪も生み出さないであろう。」(Works,4,238/74-75)

「貧民のための立法化を成功させようと思えば、労働者階級が労働に対する需要を越えて、つまり彼らに適当な扶養手段を越えて増加しようとする自然的傾向、およびその傾向が労働者階級の永続的改善の途上にもたらす最大の困難の結果について、十分に知っておくことが必要であると思われる。」(Works,4,239/75-76)

救貧法の問題は、人口一般ではなくポーパーの比率の問題として把握されている。多くの場合に不適切な扶助が行われ、ポーパーを増大させる懸念を示しつつも、ここではそうした事態を回避できる公的救済の可能性を認めているのである。救貧法の是非は、善と害悪との比較という功利主義的な判断で決定している。功利主義的な判断にもとづく制度の是非の議論は、『人口論』初版からすでに存在していたし、第2版では「功利の試金石」という表現を用いて救済の是非を議論していた。『人口論綱要』では、その判断が結局のところ「経験のみによって決定できる」問題であることを明言している。つまり、救貧法廃止論を撤回したかどうかは、イングランドの現状をどう認識していたかという問題に帰着する。見てきたように、救貧法は人口増加をもたらしていないという認識をマルサスは強めてい

った。それゆえ、『人口論綱要』に即せば、実質的に救貧法廃止論の撤回に到ったと言ってよいだろう。

それでは、『人口論』最終版（1826年）でも「漸次的廃止計画」を存続させたのはなぜなのであろうか。確かに、マルサスは具体的な廃止計画そのものに変更を加えていない。そして、その計画が実行されてから後に結婚したものについては、最終版まで一貫して次のように語っている。

「彼には全ての教区扶助が拒絶されるべきであり、私的な慈善の不確かな援助に任せられるべきだ。」(EPP,2,139/588)

この叙述が残されている以上、『人口論』では救貧法廃止論は存続していると言わざるをえない。しかし、私生児に対する厳しい扱いを別とすれば、第4篇第8章「救貧法の漸次的廃止計画の提案」の中で公的救済そのものを否定している箇所は、このセンテンス以外にはない。マルサスがこの章で繰り返し強調しているのは、救済そのもの否定ではなく被救済権の否定なのである。廃止計画の目的について第3版でマルサスは微妙な修正を行っている。具体的な廃止計画の提案が語られる直前のパラグラフの末尾に、第3版で1センテンスを挿入した（下線部分）。

「与えられるべき救済の増加を縮小ないし停止させる、大幅な変更を現行制度に加えるのに先立つひとつの手段として、われわれは正義と名誉の上から貧民の被扶養権〔権は原文イタリック〕を正式に否認しなければならない。／この目的のために、この法律施行日から1年を経過して行われた結婚から生まれた子供、および同じ期日から2年間に生まれた私生児は、教区の扶養を受ける権利を絶対に与えられるべきではないことを宣言する規定が定められるよう提案したい。」(EPP,2,139/586-587)

このセンテンスの挿入によって、漸次的廃止計画は救済の廃止それ自体を目的としたものではなく、被救済権を公的に否定する目的であることが示された。⁽²³⁾これに対応するかのように、後続のパラグラフにある「わずかな食物たりとも社会に請求する権利を持たない」という部分の「権利」も第3版でイタリックへと変更されている(EPP,2,141/588: James版ではイタリックへの修正欠落)。ここで彼らに対する公的救済について語っているわけではない。しかし、極端な言い方をすれば、権利としての救済の否定を強調することで、功利主義に立脚した救済の余地を示唆する変更であったように思う。

マルサスの理解するように、それまでの救貧法が被救済権に支えられてきたとするならば、被救済権の否定は従来の救貧法の根本的な否定と言ってもよいだろう。マルサスは救貧法の是非を権利問題としてではなく、事実問題へと移動させた。『人口論』の漸次的廃止計画が前者を主眼としているのに対して、『人口論綱要』は後者の立場から救貧法を扱っていたと整理することができる。したがって、漸次的廃止計画を撤回しなかったことと、『人口論綱要』の主張とは必ずしも矛盾しない。

【3 家族の自立と救済】

マルサスは救貧法を容認する姿勢を示した。しかし、怠惰や不用意な習慣に起因するのではない困窮者を救済すべきだとか、ポーパーを増大させてはならない、といった抽象的な見解の表明、もしくは凶作時の手当の追認にとどまっている。マルサスが行った具体的な提案と言えるのは、『人口論』第2版から導入された多子家族への救済だけであろう。子供が多く生まれるかどうかは結婚前には分からないから、子供が6人を越える場合には一定の手当を与えるべきだという提案であった。マルサスの意図はどこにあったのだろうか。ホイットブレット宛書簡でも家族手当について類似した見解が述べられている。

「いかなる人間の制度でもある程度の欠陥を避けることができないから、高齢者と自分ではどうすることもできない人たち、および通常の慎慮で避けられない不幸に遭遇した人たち、および予想できる人数以上に子供が生まれた人たちへの確実な救済(certain relief)が行われても、不都合を相殺して余りあるだろうし、善が害悪を凌駕すると言っても差し支えないだろう。／救貧法体系の長所をその短所と釣り合わせるためには、結婚から期待される平均的な子供数を維持するのに十分な水準を下回るほど労働賃金を抑え込まないように、救貧法の作用を制限することが必要であるように思われる。もし、救貧法がこの制限を越えなければ、結婚した全ての人が勤勉と善行によって独立の生活を維持できるという公正で合理的な希望を持つことができるだろう。」(Works,4,14-15/216)

救貧法が賃金補助として機能することで、賃金引き下げ要因になっていることをマルサスは批判している。それと同時に、高齢者や労働不能者そして平均数以上の子供のある家族への家族手当を肯定している。厳密に言えば、ここで語られている平均的な扶養義務のある子供数と、『人口論』で家族手当の対象とした6人という数には開きがある。マルサス自身も、6人の子供を扶養する家族は、最低レベルの生活も維持できない家族とイメージしていた(EP1,72/56)。6人以上というハードルはかなり高いものと言えるが、賃金補助とは異なる家族手当の性格を明瞭にするねらいがあったと見てよいだろう。⁽²⁴⁾多子家族になっても確実に生活が保証されるならば、家族を形成する際に将来の家族の維持可能性について合理的な判断を下せるようになる。⁽²⁵⁾家族手当は、第一に子供の扶養義務を果たそうとした家族を保護するという側面と、第二に結婚の判断を当事者の慎慮に完全に委ねるといふ両側面がある。結婚の自由について第5版で次のように書いている。

「私は貧民の結婚を禁止する法律を提唱していると非難されている。これは事実ではない。私はこのような法律を提案するどころか、家族を扶養する見込みもなしに結婚しようとする人でも、その完全な自由を持つべきだと明言してきた。」(EPP,1,374/435)

このように法的に強制される結婚の抑制を明確に否定している。結婚の是非は、当事者が慎慮的動機にもとづいて判断しなければならない。家族に対する公的権力の介入を拒否したし、同時に結婚を規制する前近代的な慣習も拒否したと言ってもよいだろう。⁽²⁶⁾子供の扶養義務を負う家族の主体的な形成こそが、文明社会における人口調節の役割を果たさな

なければならない。これがマルサスの考え方である。そうした役割を家族に担わせようとする時、障害と映ったのがゴドウィンと救貧法であった。ゴドウィンは家族の廃棄を訴えていたし、18世紀後半の救貧法の人道主義化は労働者家族を救済によって支えられる保護対象へと変質させつつあった。マルサスは被救済権を否定することで、親の扶養義務を再度、明確にすることを求めているのである。だから、漸次的廃止計画を説明するにあたって描き出したのは、教区手当によって「自然の法則」から乖離してしまった、子供を放棄する親や教区に保護される私生児の悲惨な姿と、あるべき家族の姿との対比であった。(27)

マルサスは、あるべき労働者像を独立した個人としてというよりも、むしろ自立した家族として描いた。救貧法によって自然の絆(ties)が壊されていないならば、子供は両親の保護に委ねられているし、「妻子の扶養は男性にのみ依存している」(EPP,2,144/589)。(28)そこでは親による扶養義務の放棄などありえないし、自らの過失のために子供が苦しむ姿は、最も強い罪悪感を引き起こすはずだとマルサスは考える。この想定が正しいとすれば、子供の不幸を避けるという動機こそが、扶養義務を果たせないと予想される婚姻を抑制し、扶養放棄を思いとどまらせる最も有効な方法ということになる。「この世の道徳的支配に当たっては、父親の罪が子供に課せられることが明らかに必要と思われる」(EPP,2,144/591)。第2版で登場した罪のない子供の生存権を否定する「自然の饗宴」の比喻も、このような文脈で理解しなければならない。子供の生存権の否定は親に対する罰なのである。

あるべき自立する家族は、怠惰で不用意な習慣に起因するのではない困窮からは守られるべきだとマルサスは考えていた。先に引用したホイットブレッド宛書簡で「確実な救済」、すなわち公的な救済対象として列挙していたものを再度、確認しておこう。それは、高齢者、通常の慎慮では避けられない不幸に遭遇した人、予想を越えた多子家族であった(Works,4,14-15/216)。すでに引用したが、『危機』での救済対象も、労働不能者や高齢者、「4～5人の子供を遺されて未亡人となった勤勉な女性」であった(Crisis,xxxvi-xxxvii/368)。『危機』で描かれていた牧歌的な家族は、マルサスが一貫して抱いていた理想的な家族の姿であったと言えよう。慎慮外の困窮からは保護されることで、自立的な家族を成立させることがマルサスの救済のねらいであった。

【4 むすび】

マルサスの救貧法批判は救済論と一体のものとして理解する必要がある。潜在的な人口増加率が顕在化すれば、救済そのものが不可能になるから、被救済権という権利は存在しえない。マルサスの理解する従来救貧法の存立根拠は否定された。そして、この論法のもとで、救貧法の漸次的廃止計画は公的救済の全面的否定を宣言したかのように受け取られてきた。しかし、廃止計画の目的は被救済権の否定にあるのであって、公的救済そのものの全面否定にあるのではなかった。公的救済を権利問題としてではなく、功利主義の観点から事実問題として、その是非を判断すべき対象に位置づけ直したのである。『人口論』は版を追うごとに、救貧法による人口増加という関係を否定する方向へと向かった。それ

は公的救済の容認に道を拓く方向であり、『人口論綱要』に到達点を見出すことができる。

マルサスは救貧法の全廃論ではなく、最終的には修正論に到ったとする方が妥当であろう。ただし、多子家族や凶作時の救済以外に、具体的な救貧法のあり方を語っているわけではないから、修正論という呼び方に異論があるかもしれない。修正論か全廃論かの区分は、本稿にとってそれほど重要ではない。重要なのは救貧法の根拠である。現状に即して功利主義的に判断した結果、救貧法の修正をも容認しうる地点にまでマルサスは到っていた。これが正確な言い方になるだろう。

マルサスの議論の中で公的救済のウェイトは高いとは言えない。しかし、救済すべき対象を確実に救済することを要請していた。救貧法批判も救済論も自立する家族の形成を目的としていた。多子家族への手当を提案していたことから分かるように、期待していたのは救済を一切必要としない家族の形成ではない。不確実な要素を救済によって除去することで、将来の家族の維持可能性について合理的な判断を下せるようにすること。そして、そうした判断のもとで形成される自立する家族の形成を期待したのである。

(1) ウィンチもディグビーも修正論と廃止計画との整合性について明確な説明がない。なお、本稿では「人口」(エンサイクロペディア論文)(1824)ではなく、それを再録した『人口論綱要』(1830)を見出しに用いた。

(2) スピーナムランド制度やそれを立法的に追認したヤング法などによって院外救済は広まる。こうした救貧行政の弛緩はしばしば「救貧法の人道主義化」と表現される(小山[1962])。ディグビーは『危機』における院外救済をとらえて「人道主義グループへの接近」と評している。この表現は誤解を招きやすいかもしれない。功利主義と人道主義は対立するわけではないが、マルサスの主張の根拠は功利主義にあるとした方が正確である。もっともディグビーも「マルサスは人道主義的政策を経済的思考によって正当化することができた」と付け加えている(Digby[1986],162)。マルサスの功利主義については柳沢[2013]で検討を加えた。

(3) 厳密に言えば、『危機』とピット救貧法案との関係ははっきりしない。救貧法案の家族手当に対するスタンスを『危機』の断片から確定することはできない。

(4) 『人口論』第4版から貧民の不満の対象から治安判事を削除したのは、救貧行政内部の詳細な実態に目を向けたからであろう(EPP,1,360/420)。1782年ギルバート法を契機とした治安判事の権限強化などの状況については吉尾[2008]を参照されたい(第1部第2章)。

(5) 本稿では慣例に従い「賃金ファンド」という表現を用いるが、マルサスの理解では、雇用されている労働者のみならず、救済によって生活しているポーパーの消費財までもそこには含まれるから、あまり適切な呼称とは言えない。「下層階級用生存ファンド」といった呼び方の方が妥当かもしれない。

(6)ポインターも人口原理と無関係な救貧法批判であることを指摘している。また、教区手当が生産を全く増加させないという議論と、生産をある程度増加させるけれども貨幣賃金の増加による怠惰がそれを相殺するという議論とをマルサスは混在させている。一貫性のなさと言わざるをえないだろう(Poynter[1969],153-154)。

(7)救貧法ではなくマルサスが「教区法」の全廃という表現を用いた理由に触れておこう。

19世紀のスティア(J.Steer)などの用例に従えば、教区法は、地方税の歳入や道路の修繕など地方行政全般を含む教区に関連する法全般を意味する。その主要部分は救貧行政であるにせよ、マルサスはあえて救貧法という表現を避けたように思われる。教区ではなく州単位のワークハウスの提唱からも分かるように、教区単位での救貧行政の限界を認識していたと言ってよいだろう。同様の認識は多くの論者が唱えていた。例えば、1782年ギルバート法は教区に代わる、より広域の教区連合による救貧行政を志向したものでもあった。教区法の全廃という表現は、教区レベルでの救貧行政の限界を問題にしたギルバート法に沿う見解をマルサスも支持していたことを意味する。

(8)この整理は益永[2011]によっている。「食料不足に伴う困窮を教区手当を通じて社会全体で分かち合うことを肯定的に見るマルサスの一面も見出せる」(82)。

(9)自然の饗宴の比喻は、サウジーやハズリットら批判家たちによって、マルサスの冷酷さを如実に示すものとして引き合いに出された箇所でもある。「マルサスの友人たちでさえも、この一節を陰鬱すぎると考えた」(Bonar[1885],307/418)。ペイリーが語ったフリーホルダーの饗宴の比喻は、食料は神が万人に与えたものだから、それにありつくのに他者の同意は不要というものである。ただし、比喻に続けて、神の意志と所有権との合致をペイリーは論じているから、いわゆる「財貨の共有」を肯定しているわけではない。

(10)「ある程度まで教区役員と治安判事に与えられている救済を与えたり与えなかつたりする裁量権は、自発的慈善において行われる差別待遇とは質において非常に異なっているし、効果においても全く異なるであろう。わが国では、誰もが一定の事情の下にあれば、法律によって教区の援助を受ける資格を持っており、欠格理由が明白に証明されない限り、援助を与えられない時には訴え出る権利を持っている。この問題および与えられるべき救済の程度を決定するのに必要な調査は、あまりにも頻繁に請願者の側に言い逃れと偽りを生み出し、また教区民生委員に不公平と職権乱用の機会を与える。申し込んだ救済が与えられても、感謝もせずこれを受け取るのが当然だし、あるいは拒否されれば、当事者は概してひどく不満に思い、その取扱を恨み憤るのである。」(EPP,2,160/607)

(11)「救貧法が廃止された後にも生ずる貧困は、私的慈善によって救済される以外にない」(渡会[1997],24)。「...②怠惰や将来の備えを怠る習慣とは無縁の困窮を『人口論』第2版から区別し、後者の救済は(特に私的慈善という形で)認めていた」(益永[2011],78)。

(12)第3版から「妻と6人の子供」は「妻と5人または6人の子供」へと変更されている。

(13)『食料高価論』のように明確に教区手当を肯定しているわけではないが、第2版で教区手当の批判に戻ったとするポインターは支持できない(Poynter[1969],155)。マルサスが批

判しているのは、賃金を食料価格に連動させようとする最低賃金制度あるいは賃金補助である。次項で確認するように、第3版から第3篇第5章末尾に凶作時の手当を肯定する文章が付加されるが(EPP,1,357/416)、ポインターのように解釈すると正反対の結論が何の躊躇もなく挿入されたことになってしまう。

(14)ここでの説明は十分なものとは言えない。なぜならば、凶作時に食されるジャガイモなどの「安価な」食料が、どのように確保されるのかについての説明がないからである。食料摂取量の低下を想定している『食料高価論』の方が明解である。

(15)冒頭の「おそらく」は第3版から削除される。後述するように、住居不足は後続版になるほど重要視される。

(16)住居と食料以外の要因も考慮していた。住居が予防的制約を機能させるためには、専制なき政府、製造品消費、清潔の習慣などが必要となる(森下[2011],88)。

(17)第3版では証明が困難であることを認めるようになる(EPP,2,226/674)。

(18)第4版では「救貧法は、それが救ってきた生命よりも、はるかに多くの生命を破壊してきたと誇張を恐れずに言ってもよいだろう」(EPP,1,364)とするセンテンスも削除した。

(19)救貧法廃止計画は民衆教育を前提としたものであった(柳沢[1994])。

(20)後に引用するように、ホイットブレッド宛書簡では教区手当が賃金補助として機能することで、賃金を引き下げてしまうことも懸念している(Works,4,15/216)。救貧法批判の新たな論点でもある。

(21)その経済学的な意味については渡会[1997]を参照されたい。

(22)救済と公共事業をとともに困窮の分散として整理する視角は益永[2011]による。

(23)「救貧法廃止の理論的武器として後にしばしば引き合いに出されることになるマルサスの救貧法全廃論は、このように単に労働者の道徳的抑制の自覚を促進するうえでの消極的手段として位置づけられていたにすぎなかったことに注意すべきであろう」(川田[1997],60)。

(24)子供の負担に耐えきれない家族を救済する家族手当と、賃金不足分を補填する賃金補助とは理論的には区別可能である。しかし、マルサスのように高いハードルが設定されているわけではないから、スピーナムランド制度をとってみても、そのいずれであったのかという評価は分かれている。つまり、現実の救貧法体制の意図を分類する場合は、そう簡単なものではないということになる(吉尾[2008],47-53)。

(25)工業労働の就労の不安定性が手当増加の要因であることも認識していた(EPP,1,373/433)。しかし、それを救済の対象とすべきかどうか明確には語っていない。

(26)ここで予防的抑制について触れておきたい。予防的抑制は、その手法の観点から、悪徳を伴う慎慮的抑制と伴わない道徳的抑制とに分類される。この分類ほど重視されてはこなかったが、その動機から、自発的抑制と非自発的抑制とにも分類できる。第3版から道徳的抑制を定義する際に、「慎慮的動機にもとづく(from prudential motives)結婚の抑制で、抑制期間中に厳格な道徳的行動をとるものを意味する」(EPP,1,16/12)と述べている。「慎慮的動機にもとづく」と断っているのは、そうでない非自発的抑制の存在を前提としてい

るからである。予防的抑制は以下の4つに分類できる。

	慎慮的動機から（自発的）	慎慮的動機なし（非自発的）
悪徳によらない	道徳的抑制	i
悪徳による	慎慮的抑制	ii

i や ii に属するものとして、慣習的に教区牧師が結婚の許諾について自由裁量権を持っていたノルウェーの事例(EPP,1,150/187)や、アメリカ・インディアンが行なっている親による婚姻前の男性の家族扶養能力の確認もここに含めることができるだろう (EPP,1,33/31)。周知のようにマルサスが望んだのは道徳的抑制の普及であるが、現実にはその普及には限界があり、慎慮的抑制が避けられないとも見ていた。しかし、たとえ慎慮的抑制であっても、法や慣習にもとづくのでない自発的抑制として実行されることがマルサスにとって極めて重要な意味を持っていたのである。

(27)マルサスは親の扶養義務を自明なものとして扱っている。それゆえ、「自然の法則 (the laws of nature)」(EPP,2,142/589)という表現を用いている。ただし、これを文字どおり自然法として捉える必要はない。というのは、ゴドウィンや救貧法を批判する際に、家族が扶養義務を果たさないと社会が破綻することを論じているから、功利主義的に基礎づけられていると見ることもできるからだ。マルサスの自然法という用語法を理解するためには、『人口論綱要』の財産法の説明が分かりやすい。そこでは「自然法の命令は、一般的利益を促進し、かつ人間福祉の数々を増大するものと予測されること」と説明している。あるいは、「財産権こそは実定法の産物であるとはっきりと認めるにしても、...たとえそれを自然法と呼ぶことができないにしても、それはあらゆる実定法の中でもっとも自然なものであるとともにもっとも必要なものであると考えなければならない。また、この優位性の根底となっているものこそは、一般的善を促進する明瞭な傾向...である」(Works,4,237/74)。このように公益を間違いなく高めるものを自然法と呼んでいる。

(28)教区手当がもたらした賃金の引き下げがなければ、父親のみが家計の担い手になりうるかのように描いている点で興味深い。マルサスの理想とした家族の姿と言えるであろう。もちろん、現実には婦人や子供の雇用によって家族の収入が支えられていたことを認識していた(EPP,1,434-435/514-515)。父親のみを家計の担い手とする労働者階級の家族像は、現実とは乖離しているがマルサスに特有なものではなかった(Valenze[1995],137)。

【文献】（／の右側に翻訳ページ数を記した。）

マルサスの著作(原典は慣例に従い略記する。Works は Picering 版著作集。)

『危機』,OPTRM, Otter's Memoir,橋本比登志訳『マルサス研究序説』所収,嵯峨野書院,1987,Crisis と表記.

『人口論』初版,Kelly Reprint,永井義雄訳『人口論』,中公文庫,1973,EP1 と表記.

『人口論』後続版,James 版,南亮三郎監訳『人口の原理』,中央大学出版部,1985,EPP と表記(第6版以外も該当する箇所翻訳ページ数をあげておいた).

『食料高価論』Works,堀経夫・入江奨訳『食料高価論』,創元社,1949.

『ホイットブレッド宛書簡』Works,小林[1971]所収.

『人口論綱要』Works,小林時三郎訳『人口論綱要』,未来社,1959,

二次文献

Bonar,J.[1885], *Malthus and His Work*, Macmillan, 堀経夫・吉田秀夫訳『マルサスと彼の業績』,改造社,1930.

Digby,A.[1986],"Malthus and Reform of the English Poor Law", M.Turner ed., *Malthus and His Time*, Macmillan.

Poynter,J.R.[1969], *Society and Pauperism : English Ideas on Poor Relief 1795-1834*, Routledge.

Valenze,D.[1995], *The First Industrial Woman*, Oxford U.P.

Winch,D.[1996], *Riches and Poverty : An Intellectual History of Political Economy in Britain 1750-1834*, Cambridge U.P.

川田昇[1997],『イギリス親権法史』,一粒社.

小林時三郎[1971],『マルサスの経済理論』,現代書館.

小山路男[1962],『イギリス救貧法史論』,日本評論新社.

益永淳[2011],「マルサスの救貧思想:一時的救済の原理と実際の根拠」,小峯敦編著『経済思想のなかの貧困・福祉』ミネルヴァ書房.

森下宏美[2001],『マルサス人口論争と「改革の時代」』,日本経済評論社.

森下宏美[2011],「マルサスとアイルランド救貧法」『マルサス学会年報』,20号.

柳沢哲哉[1994],「マルサスと民衆教育」,『経済論叢』(香川大学),66巻4号.

柳沢哲哉[2013],「マルサス『人口論』の形成と功利主義」,『社会科学論集』(埼玉大学),138号(近刊).

吉尾清[2008],『社会保障の原点を求めて』,関西学院大学出版会.

渡会勝義[1997],「マルサスの経済思想における貧困問題」,Study Series(一橋大学社会科学古典資料センター),No.38.